

旭川工業高等専門学校産業技術振興会規約

(目的)

第1条 本会は、旭川工業高等専門学校と旭川産業界の連携を密にし、両者の連携による産業技術の振興をもって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、旭川工業高等専門学校産業技術振興会と称する。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 産学官の連携及び調整に関する事業
- (2) 地域産業の発展に関する事業
- (3) 教育研究の充実にに関する事業
- (4) 旭川工業高等専門学校と地域産業界の交流に関する事業
- (5) その他の事業

(会員)

第4条 本会の会員は、本会設立の趣旨に賛同する者をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

- 2 役員任期は2年とし再任を妨げない。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第6条 前条第1項の役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、本会の運営をつかさどる。
- (4) 監事は、本会の会計を監査する。

(役員選任)

第7条 会長は、会員の中から総会において選出する。

- 2 会長は、総会の承認を得て副会長、理事及び監事を委嘱する。

(顧問及び参与)

第8条 第6条1項の他に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、役員会の推薦で会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、会長の要請に応じ、または会議に出席し意見を述べることができる。

(総会)

第9条 総会は、定期総会と臨時総会とし、会長が招集し、議長となる。

- 2 定期総会は年1回とし、臨時総会は必要に応じて開催する。

(役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長、理事及び監事をもって組織し、必要の都度会長がこれを招集する。

- 2 役員会は、事業の企画、立案等、事業遂行のために必要な事項、総会に上程する議案及び重要事項を審議する。
- 3 役員会は、必要に応じて、旭川工業高等専門学校の意見を徴する。

(事務局)

第11条 本会の事務局は、旭川商工会議所に置く。

(経費)

第12条 本会の運営は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

- 2 会費は年会費とし、企業が1万円、個人が2千円とする。

(会計年度)

第13条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第14条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は、役員会において定める。

附 則

- 1 本規約は平成14年6月6日から施行する。
- 2 本規約は平成16年6月28日から施行する。